

ユニット型介護老人福祉施設

当施設の利用に要する費用は、①介護サービス費、②住居費、③食費からなり、要介護度によって異なります。①介護サービス費は収入の段階に応じで1～3割負担、②住居費、③食費は原則全額負担であり、月額の見込みは以下のとおりです。

ユニット型個室利用に要する費用（共通）

	利用者負担段階	①介護サービス費 (月額)1割負担の額	②住居費 (月額)	③食費 (月額)	月額
要介護5	第4段階	987	2,066	1,445	4,498
	第3段階(2)		1,370	1,300	3,657
	第3段階(1)		1,370	1,000	3,357
	第2段階		880	600	2,467
	第1段階		880	300	2,167
要介護4	第4段階	918	2,066	1,445	4,429
	第3段階(2)		1,370	1,300	3,588
	第3段階(1)		1,370	1,000	3,288
	第2段階		880	600	2,398
	第1段階		880	300	2,098
要介護3	第4段階	847	2,066	1,445	4,358
	第3段階(2)		1,370	1,300	3,517
	第3段階(1)		1,370	1,000	3,217
	第2段階		880	600	2,327
	第1段階		880	300	2,027
要介護2	第4段階	772	2,066	1,445	4,283
	第3段階(2)		1,370	1,300	3,442
	第3段階(1)		1,370	1,000	3,142
	第2段階		880	600	2,252
	第1段階		880	300	1,952
要介護1	第4段階	704	2,066	1,445	4,215
	第3段階(2)		1,370	1,300	3,374
	第3段階(1)		1,370	1,000	3,074
	第2段階		880	600	2,184
	第1段階		880	300	1,884

- ※ 食費は提供回数に応じて朝食 320 円、昼食・おやつ 440 円、夕食 685 円を計上します。
- ※ 第1段階～第3段階の軽減適用を受けるには、市町村の発行する「介護保険負担限度額認定証」等が必要です。
- ※ 生活保護受給者のユニット型個室利用については市町村にご確認ください。
- ※ 利用料金は法令改正や経済情勢等により変更になることがあります。

春のおとずれ 利用料金のご案内

【短期】

要支援2	第4段階	656	2,066	1,445	4,167
	第3段階(2)		1,370	1,300	3,326
	第3段階(1)		1,370	1,000	3,026
	第2段階		880	600	2,136
	第1段階		880	300	1,836
要支援1	第4段階	529	2,066	1,445	4,040
	第3段階(2)		1,370	1,300	3,199
	第3段階(1)		1,370	1,000	2,899
	第2段階		880	600	2,009
	第1段階		880	300	1,709

◇短期

加算項目	内 容 等	月額
看護体制加算Ⅰ	常勤看護師を1人以上配置している場合	4
看護体制加算Ⅱ	看護職員を基準数以上配置しており、病院等との連携により24時間の連絡体制を確保している場合	8
夜間職員配置加算Ⅱ	夜勤職員（介護・看護職員）を基準数以上配置した場合	18
療養食加算	医師の指示(食事箋)に基づき、治療食の提供が行われた場合に算定されます ※1食あたり8円	8／回
利用者送迎加算	利用者宅と事業所との間の送迎を行う場合は片道につき算定されます	184／回
サービス提供体制強化加算Ⅲ	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上の場合	6
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善に取り組む事業者が算定 ※R6年5月迄	所定単位数 8.3%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位数 2.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数 1.6%
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	介護職員の処遇改善に取り組む事業者が算定します ※R6年6月～	所定単位数 13.6%

◇介護予防 短期入所生活介護

加算項目	内 容 等	月額
利用者送迎加算	利用者宅と事業所との間の送迎を行う場合は片道につき算定されます	184／回
療養食加算	医師の指示(食事箋)に基づき、治療食の提供が行われた場合に算定されます ※1食あたり8円	8／回
サービス提供体制強化加算Ⅲ	看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が75%以上の場合	6
介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員の処遇改善に取り組む事業者が算定 ※R6年5月迄	所定単位数 8.3%
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ		所定単位数 2.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数 1.6%
介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護職員の処遇改善に取り組む事業者が算定します ※R6年6月～	所定単位数 13.6%

◇その他の料金 希望者のみ(①から③以外の料金)

項目	内容等	料金
理美容代	カット代	実費
	パーマ・毛染め	実費
日用品・教養娯楽費	希望により	実費